

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成31年1月9日
【会社名】 インテル・コーポレーション
(Intel Corporation)
【代表者の役職氏名】 副社長兼秘書役
スージー・ジョルダーノ
(Susie Giordano, Corporaet Vice President and Corporate Secretary)
【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 95054-1549 カリフォルニア州サンタクララ、
ミッション・カレッジ・ブルバード 2200
(2200 Mission College Boulevard, Santa Clara, California 95054-1549 U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 石田 雅彦
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治生命館
ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ
外国法共同事業法律事務所
【電話番号】 03-4550-2800
【事務連絡者氏名】 弁護士 丸山 翔太郎
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治生命館
【電話番号】 03-4550-2800
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

注(1) 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「インテル」とは、文脈に応じてインテル・コーポレーション又はインテル・コーポレーション及びインテル・コーポレーションの連結子会社を指す。

注(2) 本書において計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

1 【提出理由】

当社が発行者である新株予約権証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、本臨時報告書を提出する。

2 【報告内容】

2019年1月SPプランに基づく新株予約権証券の募集

当社は、当社の2006年従業員株式購入プラン（以下「SPプラン」という。）に基づき、2019年1月1日より新株予約権証券の募集を開始した。

（注）本書における円金額は、1米ドル = 113.42円の換算率（株式会社三菱銀行の2018年12月13日現在の対顧客電信直物相場から算出した仲値）により換算されている。

- (1) 有価証券の種類
新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約券付社債券等である）
- (2) 発行数
5,470,532個
- (3) 発行価格
0米ドル（0円）
- (4) 発行価額の総額
0米ドル（0円）
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
新株予約権証券1個につき、記名式額面普通株式（額面0.001米ドル）1株
5,470,532株（全ての新株予約権が行使された場合）（注1）
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額
 - (a) 行使価額
40.34米ドル（4,575円）（注2）
 - (b) 新株予約権行使時の払込金額総額（全ての新株予約権が行使された場合）
220,681,261米ドル（25,029,668,623円）（注1）（注3）
- (7) 新株予約権の行使期間
2019年2月20日から2019年8月19日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
 - (a) 権利行使期間内に当社又は当社（間接）子会社の従業員であること。
 - (b) 取締役会は、法が許容する範囲内で、SPプランを解除、停止、改定又は変更する場合がある。
 - (c) 本新株予約権の付与後に当社又は当社の参加子会社の全てのクラスの株式の全議決権又は株式総価額の5%以上を保有することになる場合は、SPプランへ参加することはできない。
 - (d) 本プランに基づいて発行可能な株式総数は3億7300万株を超えない。
 - (e) 各参加者に付与される各行使期間の本新株予約権総数は7万2000株を超えないものとする。ただし、SPプランに基づき付与される新株予約権と、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と併せ、これらの権利が有効である暦年毎に、当社の株式の時価（時価は、当該権利の付与時に決定される。）によった場合に2万5000ドルを超えて株式を購入する権利を有することとなる場合にはSPプランに基づく本新株予約権は付与されない。
- (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
0.001米ドル（約0.11円）（注1）
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
歳入法で許可されている場合を除き譲渡不可。
- (11) 発行方法
当社及び当社（間接）子会社従業員への募集
- (12) 引受人の氏名又は名称
該当事項なし
- (13) 新株予約権の募集を行う地域
アメリカ合衆国を含む世界48か国
- (14) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
 - (a) 手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
220,681,261米ドル (25,029,668,623円)	50,000米ドル (5,671,000円)	220,631,261米ドル (25,023,997,623円)

(b) 手取金の使途

設備投資及び営業費用等当社の運転資金に充当する予定であるが、具体的な内容及び支払時期については当社の事業状況に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(15) 新規発行年月日

2019年1月1日

(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
 該当なし

(17) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額は、(i)行使期間開始日の普通株1株の時価に対する割合(85%以上とし、以下「指定割合」という)相当額、又は(ii)新株予約権購入日(行使期間の最終取引日)の普通株1株の時価に対する指定割合相当額のいずれか低額な方とする。ただし、行使価額は、一定の場合に当社委員会により調整される場合がある。また、当社委員会は、将来の行使期間に関する指定割合を、85%を下回らない範囲で変更する場合がある。さらに、委員会は、見込行使期間に関し、行使価額を行使日の普通株1株の時価に対する指定割合相当額と決定する場合がある。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

SPプランは、当社及び参加子会社の適格従業員に対し、当社の普通株式を購入する機会を提供し、SPプランへの参加を通じて当社の繁栄に貢献するインセンティブを持たせることを目的としている。また、SPプランの提供により当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、全体的な当社の株式価値が高まり、当社及び当社の既存株主はSPプランに基づく新株予約権の付与による利益を享受することができる。

(c) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項

SPプランに基づく新株予約権は、参加者の口座に積み立てられている給料天引額を用いて行使期間終了時に自動的に行使される。

(d) 提出会社の株券の売買に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当なし

(e) 提出会社の株券の貸借に関する事項についての取得者と提出会社の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当なし

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当なし

(18) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数(2018年9月29日現在)

資本金額: 25,492百万ドル(2,891,303百万円)

(注) 資本金額は、利益剰余金及び累積的その他の包括利益(損失)を含まない。

発行済株式総数: 4,564百万株(普通株式)

(注1) 「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権行使時の払込金額総額」及び「資本組入額」は、本プランに基づき交付される株式がすべて新規発行株式であると仮定した場合の数字である。本書提出日時点では新株予約権の発行数が確定しないため、当社による見込数である。

(注2) 2018年12月6日の当社普通株式の高値と安値の平均価格である47.46米ドルの85%相当額を元にした見込額である。

(注3) 「新株予約権行使時の払込金額総額」は、2018年12月6日の当社普通株式の高値と安値の平均価格である47.46米ドルの85%相当額である40.34米ドルを発行価格とし、当該発行価格に、本募集における株式発行数の5,470,532株を乗じて算出した本書提出日現在における見込額である。